

中国四国防衛局達第5号  
改正 令和2年3月18日中国四国防衛局達第27号

地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第12条に規定する契約課の所掌事務について、地方防衛局長の指定する事項を次のとおり定める。

平成19年9月1日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局における契約課の所掌事務に関する規則

（趣旨）

第1条 地方防衛局の行う入札及び契約に関する事務を円滑かつ適正に実施するため、契約課の事務の範囲について必要な事項を定めるものとする。

（事務の範囲）

第2条 契約課は次の事務をつかさどるものとする。

- （1） 請負業者に関すること。
- （2） 入札及び随意契約（会計課が所掌する庁費関係の随意契約並びに会計法第29条の3第4項に基づく随意契約で総務部及び企画部の所掌に属するものを除く。）（以下「入札等」という。）の実施伺に関すること。
- （3） 入札等の公告に関すること。
- （4） 入札等の執行に関すること。
- （5） 入札等による契約に関すること。

（必要書類の提出）

第3条 契約課長は、入札及び契約を必要とする担当課長に対し、前条の事務を円滑かつ適正に実施するための必要事項を記載した書面の提出を求められることができる。

2 前項の規定により提出を求められた担当課長は、必要事項を取りまとめるうえ契約課長に提出しなければならない。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日中国四国防衛局達第27号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。